

## 橿原市定期予防接種 基本事項

### 1. 実施方法

橿原市における定期予防接種は「予防接種法」及び同法に基づく関係法令、並びに最新の厚生労働省「定期接種実施要領」（以下、定期実施要領とする）に基づいて行うものとする。また、当該年度の公益財団法人予防接種リサーチセンター発行の各種予防接種ガイドラインや、橿原市定期予防接種実施に関する手引き等も併せて参照すること。

### 2. 接種協力医及び接種場所

橿原地区医師会会員であり、市の委託事業に応じて承諾した医師に係る医療機関等（入所施設等を含む）で接種を行う個別接種とする。

### 3. 接種対象者・接種手順

実施にあたっては、本手引き内の予防接種ごとに該当する資料を参照する。

なお、予防接種における年齢の考え方は民法第143条を準用するため、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意すること。

### 4. 被接種者の意思確認・署名

B類疾病の予防接種において、被接種者の接種意思の確認はできるものの、身体的諸事情で自署ができない場合には、改めて意思確認を行ったうえで家族による代筆は可能（家族は原則として同居家族。ただし、被接種者の日頃の体調等を熟知している場合は、同居でなくても代筆は可能。また、かかりつけ医の協力により、本人の意思を確認することができた場合は、入所施設職員等でも可能。）その際代筆者は、被接種者自署の欄に被接種者の氏名を代筆し、下段に代筆者の氏名・被接種者との続柄を記入する。

### 5. 橿原市外在住者の予防接種

(1) 奈良県内の橿原市以外の市町村に在住の者が橿原市内の医療機関で接種を希望する場合

(ア) 被接種者の住民票のある市町村において、被接種者が相互乗り入れ（※1）の申請をおこない、承認を得る。

(※1) 相互乗り入れとは、かかりつけ医が居住地以外の場合や里帰り出産・その他やむを得ない事情により居住地で受けられない場合、県内予防接種受託医療機関で、定期予防接種を受けることができる制度である。

(イ) 住民票のある市町村が発行する予診票を使用して、接種を実施する。

(ウ) 委託料は、被接種者の住民票のある市町村が特に定める場合を除き、当該市町村地区医師会との契約単価とする。

(エ) 受託医療機関は委託料の請求は被接種者の住民票のある市町村におこなう。

(オ) その他、住民票のある市町村の手続きに従う

(2) 奈良県外在住の者が橿原市内の医療機関で接種を希望する場合

被接種者の住民票のある市区町村に対し、被接種者から問い合わせを行い、適宜住民

票のある市区町村へ確認をしたうえで、その指示に従う。

## 6. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

定期予防接種（ロタウイルス感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く）の対象者であった者で、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別な事情により、定期予防接種を受けられなかったと認められる者は、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌または带状疱疹の予防接種の場合、特別な事情がなくなった日から起算して1年）を経過するまでの間、定期予防接種の対象者とする。（ただし、BCG、5種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌は年齢制限があることに留意すること。）

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種実施においては、申請が必要となるため、相談者から健康増進課に連絡をするよう伝えること。

## 7. 副反応疑いの報告

法の規定による副反応疑い報告については、「予防接種法に基づく医師等の報告のお願い」（厚生労働省ホームページ：[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/hukuhannou\\_houkoku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/index.html)）を参照すること。

## 8. 間違い接種の報告

定期接種を実施する際、予防接種に係る間違いの発生防止に努めること。定期実施要領「予防接種の間違い」に示されているとおり、予防接種の間違いが発生した場合は、「予防接種の間違い報告発生時のフローチャート」に従い、様式「予防接種による間違い（過誤）報告書」にて健康増進課に速やかに報告すること。

## 9. 委託料の請求及び支払い

### (1) 委託料

委託料については、契約に規定する額とする。

### (2) 自己負担金

一部の予防接種においては、接種医療機関又は接種施設にて自己負担金を徴収する。なお、対象の予防接種と各自己負担金の金額は別紙参照（4ページ）。また、低所得者（※2）は、自己負担金の減免を受けることができる。自己負担金の減免対象者は、予防接種前に健康増進課（保健センター内）窓口又は電子申請・郵送申請で手続きを行ない、橿原市の「自己負担金減免決定通知書」を医療機関に提出することで自己負担金の減免を受けることができる。償還払いの場合は、医療機関に自己負担金を支払った後、健康増進課窓口で返金の手続きをする。

（※2）対象者は各予防接種によって異なる。詳細は別紙参照（4ページ）のこと。

### (3) 請求

(ア) 当月実施分の予診票・未接種予診票を請求書と一緒に翌月15日(土日祝の場合は、翌開庁日)までに請求する。

なお、令和8年度の接種については、必ず令和9年4月15日までに請求することとし、それ以降の請求は支払いができないことがあることに留意すること。

(イ) 予診票は「①市役所控」で請求する。

(ウ) 同時接種の予定で見合わせになった場合は、いずれか1種類の予防接種のみで請求する。

(エ) (自己負担金の減免対象者の場合) 予診票の左上に自己負担金減免決定通知書を重ね、ホッチキス止めして提出すること。

(オ) (高年齢者肺炎球菌予防接種、高年齢者带状疱疹予防接種(※3)の場合)

予診票の左上に接種券(はがき)を重ね、ホッチキス止めして提出すること。

(※3) 带状疱疹は生ワクチン、組換えワクチンによって、添付する枚数等が変わるため、注意すること。

生ワクチン	…	中央と右面の2枚添付
組換えワクチン	…	接種回数に応じて1枚添付
[ 1回目：右面 ， 2回目：中央 ]		

(カ) 請求先は下記のとおりとする。

〒634-0065

橿原市畝傍町9-1 橿原市保健センター北館4階 健康増進課 予防接種担当